

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	【上位目標】 ミンダナオ島中部バンサモロ地域において、教育機関の平和教育実施能力と、村及びモロ・イスラム解放戦線(MILF)治安担当者の紛争調停能力を高めることで、草の根レベルでの平和を定着させること。 (達成度とその理由：100%達成) 予定していた活動がすべて実施され、期待していた成果指標も達成することができたため。また、ムスリム・ミンダナオ自治地域 (ARMM) の教育省及び学校の教師が、「平和の学校」を広めるための自発的な取り組みを実施するとともに、村及び MILF メンバーが研修での学びを地域における紛争調停に活かしていることが確認されたため。※詳細は、「3. 達成された成果」の通り。
(2) 事業内容	<u>(ア) 教育機関の平和教育実施能力強化コンポーネント</u> (1) 教育省 ARMM 地方での「平和の学校基礎研修」 教育省 ARMM 地方及び州・市担当官等を対象に、「平和の学校」運営に関する研修を 4 回実施し、計 56 名（延べ 93 名）が参加した。2017 年 1 月には、ソクサージョン地方と ARMM 地方の教育省や、平和教育に積極的な学校が集まり、「平和の学校 कांग्रेस」が開催された。 (2) 重点地域ピキット南部における「平和の学校研修」の実施 ピキット南部 4 高校の教師等を対象に、平和教育の基礎や平和教育授業案の作成等の研修を 13 回開催し、計 344 名（延べ 1,056 名）が参加した。 (3) 重点地域ピキット南部における「平和の学校建設」(ハード) アティップ・マカリガン高校及びカバサラン高校に、それぞれ 1 棟 3 教室（計 2 棟 6 教室）の建設と 240 名分の机・椅子・黒板等の備品の整備を行った。 <u>(イ) 村及び MILF 紛争調停能力強化コンポーネント</u> (4) 村（バランガイ）レベルでの紛争調停能力向上研修 ピキット南部の 11 村の役員等を対象に、紛争時の子どもの保護や紛争の平和的解決手法等に関する研修を 4 回実施し、計 98 名（延べ 113 名）が参加した。 (5) MILF の紛争調停能力向上研修 MILF メンバーを対象に、平和の基礎概念や紛争の平和的解決手法に関する研修を 3 回実施し、計 46 名（延べ 69 名）が参加した。

(3) 達成された成果

【成果 1】

教育省 ARMM 地方及び州・市担当官に、学校に平和教育を導入する重要性が共有される。

(指標 1)「平和の学校 कांग्रेस」で、同州・市担当官により、平和教育の重要性を訴える宣言が 1 回行われる。

(達成度とその理由) 100%達成

2017 年 1 月 17 日～20 日、ミンダナオ島ダバオ市で「平和の学校 कांग्रेस」が開催され、ミンダナオ和平促進のために、平和教育に積極的な「平和の学校」を普及していく宣言が、教育省 ARMM 地方及び州・市担当官によってなされた。また、本事業実施前は ARMM 地方において、教育省より認定を受けた「平和の学校」は 2 校あるのみであったが、本事業開始後、同地方教育省が自主的に 8 校を「平和の学校モデル」として特定し、平和の学校の運営や平和教育授業案に関するオリエンテーションを、校長及び教師に実施する等、同地方において、平和教育を学校レベルに浸透させる教育省の取り組みが観察されている。

【成果 2】

ピキット町南部の 4 つの高校で、平和教育が学校運営に取り入れられる。

(指標 2) 同校で平和に関する授業案が 12 個以上完成する。

(達成度とその理由) 100%達成

本事業終了までに、「平和の学校研修」対象の 4 校で、計 12 個の平和に関する授業案が完成した。例えば、理科の授業案では、「溶液」「溶媒」「溶質」の概念を教える際、異なる物質が互いに溶け込んで一つの物質を構成している点に関連させて、クリスチャン・ムスリム・先住民の人々が生活するミンダナオ島の地域においても、互いの独自性は維持しつつも、協調して暮らしていく必要があるという点を伝える内容になっている。また、歴史の授業案では、フィリピンでは多数派であるキリスト教徒から見た歴史だけではなく、少数派のイスラム教徒から見た歴史も教えること、体育の授業案では、目隠しをした生徒を他の生徒が口頭でゴールまで導くグループ対抗のゲームを取り入れることで、互いを信頼し、協力して物事を成し遂げるという平和の価値観を取り入れていることが確認されている。さらに、各授業において、教師の教授方法の変化も観察されている。授業において、グループワークとディスカッションが多く活用され、コミュニケーションを通して、異なる意見を持つ人々の考えを理解し、対話を通して合意を形成し、一つの答えを導き出すといった教授方法が取り入れられるようになった。

また、本事業を通して、各学校の「年間活動計画書」には、平和活動も積極的に取り入れられるようになっている。ある学校では、教師たちが本事業の学びを生徒たちに伝えたことで、生徒による「平和クラブ」が組織され、同クラブが中心になって、生徒間の揉め事の仲裁や、「平和の行進」、「平和アート展示会」等の平和活動の計画、運営が行われている。また、別の学校では、平和等について話し合う場である「平和の公園」を整備するとともに、平和のシンボル「平

和の塔」も整備された。教室には、「平和の机」が設置され、教師の促しによって、生徒同士が対話を通して揉め事を解決しているとともに、平和に関する資料を展示する「平和コーナー」も設けられている。さらに、本事業を通して学校と地域の関係性も強化され、イスラム教における平和の概念や価値観を振り返る「平和シンポジウム」が、村の役員と協働で開催されている例もあり、「平和の学校」を拠点に、地域に平和を根付かせていく様々な活動が確認されている。これらの平和教育・平和活動が学校運営に導入された結果、各校では、生徒間の喧嘩の事例が減少し、些細な争いも当事者間で話し合いを通して解決できるようになったと対象校から報告を受けている。

事業終了時には、平和の学校宣言式典が開催され、同 4 校は「平和の学校」として教育省より認定を受けた。

【成果 3】

アティップ・マカリガン高校及びカバサラン高校の子ども 240 名の教育環境が整えられる。

(指標 3) 同校 240 名以上の子どもたちが、教育省基準に従った 6 教室で、自分の机と椅子を使用し、学ぶことができる。

(達成度とその理由) 100%達成

上記 2 校において、各 1 棟 3 教室の新築（計 2 棟 6 教室）が完成した。また、各棟には生徒用の机椅子が 120 個、教師用の机と椅子が 2 セット、そして黒板も各教室に 1 つずつ設置され、2 校合わせて計 240 名の子どもたちの教育環境が改善された。本事業開始前、アティップ・マカリガン高校及びカバサラン高校の生徒は、雨が降ると雨漏りや洪水のために授業を中断しなければならない竹製の小屋で授業を受けていたが、本事業での校舎建設によって、そのような状況が改善された。また、本事業を通して、現地の教育熱の高まりが見られ、村役員及び PTA 役員が協働して各学校の男女別のトイレを建設するなどの自発的な教育環境向上のための取り組みが観察されている。今後、新年度開始とともに、両校において生徒数の増加が見込まれている。

【成果 4】

ピキット南部の村役員の紛争を平和的に解決する能力が高まる。

(指標 4) 30 名以上の村役員が、紛争を平和的に解決する方法について体系立てて 3 つ以上答えることができる。

(達成度とその理由) 100%達成

研修後に実施したケース別の効果測定確認テストにおいて、研修に参加した 32 名の村役員が、紛争を平和的に解決する「対話」「仲裁」「交渉」という 3 つのキーワードを具体的に体系立てて説明できるようになったことが確認された。研修後、各村では、平和の概念を地域に広める独自の活動が確認されており、例えば、ピキット南部の 4 村においては、バランガイ開発計画の中に、平和について考える「平和のシンポジウム」や村と学校の「連絡会議」の実施が盛り込まれるようになった。また、ある村では、家畜の農作物被害に起因する家族間の争い（リド）に対し、研修参加者が、研修での学

	びを活かして、両者の意見を表明する機会を与え、事実関係を確認した上で、武力衝突が発生する前に解決した事例が報告されている。更に別の村では、昼食がないことで青年が通学を断念し、武器に手を出すことを防ぐために、学校に飼育用ヤギや野菜の種を提供し、給食活動の実施を促した事例も報告されている。 【成果 5】 MILF メンバーの紛争を平和的に解決する能力が高まる。 (指標 5) 25 名以上の MILF メンバーが、紛争を平和的に解決する方法について体系立てて 3 つ以上答えることができる。 (達成率とその理由) 100%達成 研修後に実施したケース別の効果測定確認テストにおいて、研修に参加した 39 名の MILF メンバーが、紛争を平和的に解決する「対話」「仲裁」「交渉」という 3 つのキーワードを具体的に体系立てて説明ができるようになったことが確認された。また、研修後のフォローアップ調査では、ある参加者は、結婚の貢物に起因する家族間の争いにおいて、当事者双方の話し合い（対話）を促進し、争い事の原因を客観的に分析し、当初の両者の貢物に関する合意は何であったのか事実確認を行うことを提案し（仲裁）、財政的に婿側が提供できる貢物は何であり、嫁側が妥協できる部分は何であるのか、両者の歩み寄りを促していた（交渉）ことを確認した。また、別の参加者からは、長年続いていた家族の争いが激化したことを受けて、当事者を呼び出して話し合いの場を設けて（対話）、両者に 3 つの解決策の案を提示し（仲裁）、両者の納得する解決策が実行された場合、今後の争いを継続しないように約束をこぎつけた（交渉）という事例の報告も共有されている。このように、実際の行動においても、「対話」「仲裁」「交渉」という平和的解決法が実践されており、本事業で研修を受けた参加者が、争いが激化する前に、地域レベルにおける紛争の防止及び調停の機能を果たしていることが確認された。
(4) 持続発展性	当団体は、研修の効果及び建設された教室と設置された備品について、事業終了後最低 5 年間、モニタリングを行うとともに、随時フォローアップをしていく。各活動の詳細は以下の通りである。 (ア) 教育機関の平和教育実施能力強化コンポーネント 教育省 ARMM 地方担当者への研修後、ARRM 地方の教育省州事務所が、これまでに自主的に 8 校を「平和の学校モデル」として特定し、平和の学校の運営や平和教育の授業案についてのオリエンテーションを行っているとともに、ARRM 地方教育省では、平和の学校の運営指導や平和教育の評価等を担当する「平和教育担当官」の配置のための予算編成や組織編制の議論が進んでいる。これらにより、研修の効果が持続することが期待されている。 重点地域の学校での研修では、本事業を通して作成された年間活動計画書に、「村との協働の平和シンポジウムの開催」や「新任教師や生徒に対する平和教育のオリエンテーション」、「平和クラブの組織化」等が学校の活動として盛り込まれた。この年間活動計画書は、教育省が学校活動の評価やモニタリングに活用する文章であり、教育省による学校への予算配分を行うための文章でもある。本事業で

	生まれた「平和の学校」の活動は、このような仕組みで持続性が担保されることが期待されている。 建設された教室や備品の維持管理は、当法人と教育省及び対象校の間で取り交わされた「引渡協定書 (Deed of Donation)」に基づき、教育省と学校が予算措置を行う。 <u>(イ) 村及び MILF 紛争調停能力強化コンポーネント</u> 村での研修は、学校を対象とした「平和の学校」の研修で作られた上記の「年間活動計画書」の中に、村役員の参加が義務化されており、「平和の学校」の存続要件となることで、効果が担保されている。また、フェーズ 2 において、本村役員への研修は、対象村で「平和ゾーン」を構築するための基礎として実施されており、フェーズ 3 での「平和ゾーン」完成によって、効果が維持されていく仕組みが出来上がることになる。 新政権下でも、MILF は、組織として存続していくことが決定しており、研修参加者は、引き続き、紛争調停にあたることが期待されている。フェーズ 2 及び 3 にて、より多くの MILF 関係者の紛争調停能力を高めることで、その効果を高めていく。
--	---